処方せんの偽造、変造は犯罪です！

医療機関から受け取った処方せんに
●他の医薬品を書き加える
●処方量や日数を増やす
また
●処方せんをコピーして何度も薬をもらう
これらの行為は法律で禁止されています

処方せん偽造はこんな罪に問われます

私文書偽造等	3 月以上 5 年以下の懲役
偽造私文書等行使	3 月以上 5 年以下の懲役
詐欺	10 年以下の懲役
麻薬処方せんの偽造･変造	1 年以下の懲役、もしくは 20 万円以下の罰金
向精神薬処方せんの偽造･変造	20 万円以下の罰金

福島県保健福祉部薬務課